

2018年（平成30年）3月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）2月19日付けで諮問（第908号）された、市立保育所の運営管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、市政運営の総合指針2020を策定し、まちづくりテーマの一つとして「安全で安心な暮らしを築く」を挙げ、重点事業「防犯・交通安全対策の充実」のなかで防犯カメラの増設等さまざまな施策に取り組んでいる。

防犯カメラにより映像を監視及び録画すること、かつ防犯カメラを設置していることを表示することは、保育園への不法侵入等の未然防止と不審者への抑止効果が期待できる。より良い保育環境と安全確保を図るため、平成18年度から公立保育園15園に防犯カメラを設置している。

このことについては、2006年（平成18年）7月13日に藤沢市個人情報

報保護制度運営審議会に諮問をし、同日付けで答申を受けている。(第195号)

藤沢市立藤が岡保育園については建て替え計画があり、公立保育園として2018年(平成30年)5月に仮設園舎に移転し、保育を行うことを予定している。

このことから、移転後の仮設園舎においても防犯カメラを設置する予定である。使用する防犯カメラは、現園舎で使用していた防犯カメラを移設し、台数は現園舎で使用している台数と同数の2台を設置する。

防犯カメラの撮影対象区域は、保育園敷地及びそれと隣接する道路等の最小限の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように設置する。

機器構成としては、保育園の門扉付近にカメラ、ディスクレコーダー及びカラー液晶モニターである。カメラで撮影した映像をカメラ駆動ユニットを経由して、デジタルディスクレコーダーで録画すると同時にカラー液晶モニターに画像を表示する。

防犯カメラにより人物を撮影及び録画することは、個人情報の本人以外のものからの収集となる。また、画像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスクに保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから、条例第10条の収集の制限及び第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、仮設園舎の運営期間は平成33年度までを予定しており、建て替え工事完了後の新園舎の供用が開始される前には、改めて防犯カメラ設置に係る諮問をする予定である。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である園児の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

保育園の門扉を出入りし、又は門扉付近を通行する人物の映像

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。ただし、園児とその保護者には説明を行い、一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る。このことから本人への通知は省略したい。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることは、情報の安全な管理及び省スペース化を図ることができる。このようなことから、コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

イ コンピュータ処理をする個人情報

保育園の門扉を出入りし、又は門扉付近を通行する人物の映像

ウ 安全対策

藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準に定めるとおり、録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者だけに制限する。なお、パスワードは1年ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。

(5) 実施時期

2018年(平成30年)5月

(6) 添付書類

ア 藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準

イ 設置予定機器カタログ

ウ 設置予定場所図面

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影対象者を限定することは事務の執行上だけでなく、設置目的である園児の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがあるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能であるとしている。

なお、防犯カメラ撮影対象区域には、防犯カメラを設置している旨を表示し、及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れていること、必要な期間保存した後順次上書きすることができること並びにハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることにより情報の安全な管理及び省スペース化を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準に定めるとおり、録画機器であるデジタルディスクレコーダーは事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者だけに制限する、また、パスワードは1年ごとに更新し、他人に漏れたとき又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更するとしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上